

令和 6 年 5 月 15 日改訂

夢タウンわかたけ
通所リハビリテーション
運営規程

平成 21 年 11 月 1 日 制定

社会福祉法人  若竹大寿会

通所リハビリテーション運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 社会福祉法人若竹大寿会が開設する 夢タウンわかたけ（以下「当事業所」という。）において実施する通所リハビリテーションの適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 通所リハビリテーションは、要支援1～2 要介護1～5 状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、通所リハビリテーションを実施し、利用者の心身機能の維持回復を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条

- (1) 当事業所では、通所リハビリテーション計画に基づいて、理学療法及び作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図り、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう在家ケアの支援に努める。
- (2) 当事業所では、利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。
- (3) 当事業所では、クリニックが地域の中核事業所となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健・医療・福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努める。
- (4) 当事業所では、明るく家庭的雰囲気を重視し、利用者が「にこやか」で「個性豊かに」過ごすことができるようサービス提供に努める。
- (5) サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努める。
- (6) 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 当事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- (1) 事業所名 夢タウンわかたけ
- (2) 指定年月日 平成21年11月1日
- (3) 所在地 神奈川県横浜市南区西中町2-31
- (4) 電話番号 045-231-2047 FAX番号 045-231-0611
- (5) 管理者名 高蓮浩 医師
- (6) 介護保険指定番号
指定通所リハビリテーション事業所 (1470501774号)

(従業者の職種、員数)

第5条 当事業所の従事者の職種、員数は、次のとおりであり、必置職については法令の定めるところによる。

- | | |
|--------------|--------|
| (1) 医師 | 1人(兼務) |
| (2) 看護職員 | 3人(兼務) |
| (3) 介護職員 | 7人(兼務) |
| (4) 理学・作業療法士 | 2人(兼務) |

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 理学療法士・作業療法士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行う。
- (2) 介護職員は、利用者の通所リハビリテーション計画に基づく介護を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- (1) サービス提供日
火曜日から土曜日までの5日間を営業日とする。
(但し、祝日の一部及び夏季休暇及び12月30日から1月3日までは除く
具体は年度毎に決定する。)
- (2) 営業時間
火曜から土曜日まで、午前8時30分から午後5時30分までとする。
- (3) サービス提供時間
午前9時20分から午後4時20分とする。

(利用定員)

第8条 通所リハビリテーションの利用定員数は以下のとおりとする。

38人

(事業の内容)

第9条 通所リハビリテーションは、居宅介護支援計画書に基づいてサービスを提供する

- (1) 通所リハビリテーションは、医師、理学療法士、作業療法士等リハビリスタッフ
によって作成される通所リハビリテーション実施計画書に基づいて、理学療法、
作業療法その他必要なリハビリテーションを行う。
- (2) 通所リハビリテーション計画に基づき、自己選択・自己決定に基づく介護を提供
するとともに、希望者には食事（昼食）を提供する。

(利用者負担の額)

第10条 利用者負担の額を以下とおりとする。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 保険外のものは、事前に説明して同意を得て支払いを受ける。

(通常の事業の実施地域)

第11条

通常の送迎の実施地域は横浜市南区全域、中区の一部、西区の一部、保土ヶ谷区の一部とする。実施地域の詳細は別紙参照のこととする。

(身体の拘束等)

第12条

(1) 当事業所は、原則として利用者に対し身体拘束を行わない。

(2) やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の利用者的心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。

(高齢者虐待防止)

第13条

事業所は虐待の発生またはその再発を防止するため、事業者における虐待防止のための指針を整備しています。

事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的に実施しています。

(業務継続計画の策定等)

第14条

事業所は従業者に対し、業務計測計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

事業所は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

(事業所の利用に当たっての留意事項)

第15条

(1) 通所リハビリテーション利用に当たっての留意事項を以下のとおりとする。

- ・ 喫煙は、原則として禁止する。
- ・ 火気の持ち込み、ご利用はご遠慮いただく。
- ・ 設備・備品の利用は、事前にご相談いただく。
- ・ 所持品・備品等の持ち込みは、事前にご相談いただく。
- ・ 金銭・貴重品の持ち込みは禁止する。
- ・ 通所リハビリテーション利用時の宗教活動は、禁止する。
- ・ ペットの持ち込みは、禁止する。
- ・ 利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は、禁止する。
- ・ 他利用者への迷惑行為は禁止する。

(特記事項)

(2) 夢タウンわかたけには、リハビリテーションの効果を高めるため以下のような障壁（バリアー）があります。

階段、段差などによる転倒の危険、火、機械、道具を使う危険、長い廊下、狭い通路など、ご家族や外出時において遭遇される可能性のある、これらの危険性を克服するための方法を体験・学習することを狙いとし、意図的に、障壁（バリアー）のある環境設置をしています。また、服薬・糖分・食事制限が自己管理できるようになる事を意図して自主性を尊重し、見守る指導を行っております。

(非常災害対策)

第 16 条 消防法施行規則第 3 条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また、消防法第 8 条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

- (1) 防火責任者には、専任担当者を充てる。
 - (2) 火元責任者には、事業所職員を充てる。
 - (3) 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会う。非常災害設備は、常に有効に保持するよう努める。
 - (4) 火災の発生や地震が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たる。
 - (5) 防火管理者は、従業員に対して防火教育、消防訓練を実施する。
防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）……年 2 回以上
(うち 1 回は夜間を想定した訓練を行う)
 - ① 利用者を含めた総合避難訓練……………年 1 回以上
 - ② 非常災害用設備の使用方法の徹底……………隨時
- その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 当事業所は、安全かつ適切に、質の高い介護・医療サービスを提供するために、事故発生の防止のための指針を定め、介護・医療事故を防止するための体制を整備する。また、サービス提供等に事故が発生した場合、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、すみやかに主治の医師への連絡を行う等、利用者に対し必要な措置を行う。

(職員の服務規律)

第 18 条 職員は、介護保険関係法令及び諸規則、個人情報保護法を遵守し、業務上の指示命令に従い、自己の業務に専念する。服務に当たっては、協力して事業所の秩序を維持し、常に次の事項に留意すること。

- (1) 入所者や通所者に対しては、人格を尊重し親切丁寧を旨とし、責任をもって接遇すること。
- (2) 常に健康に留意し、明朗な態度を失ってはならない。
- (3) お互いに協力し合い、能率の向上に努力するよう心掛けること。

(職員の質の確保)

第 19 条 事業所職員の資質向上のためにその研修の機会を確保する。（年 2 回継続研修）

(職員の勤務条件)

第 20 条 職員の就業に関する事項は、別に定める社会福祉法人若竹大寿会の就業規則による。

(職員の健康管理)

第 21 条 職員は、この事業所が行う年 1 回の健康診断を受診すること。

(衛生管理)

第 22 条

- (1) 通所者の使用する事業所、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行う。
- (2) 感染症が発生し又はまん延しないように、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を定め、必要な措置を講ずるための体制を整備する。
- (3) 栄養士、調理師等厨房勤務者は、毎月 1 回、検便を行わなければならない。
- (4) 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行う。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第 23 条 事業所職員に対して、事業所職員である期間および事業所職員でなくなった後においても、正当な理由が無く、その業務上知り得た利用者又はその家族の個人情報を漏らすことがないよう指導教育を適時行う。

(要望又は苦情等の申出)

第 24 条 利用者及び扶養者は、当事業所の提供する介護保健事業所サービスに対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ができる。

行政相談窓口

国民健康保険団体連合会 (TEL 045-329-3447)

南区福祉保健センター (TEL 045-743-8213)

(その他運営に関する重要事項)

第 25 条

- (1) 地震等非常災害その他やむを得ない事情の有る場合を除き、定員を超えて利用させない。
- (2) 運営規程の概要、事業所職員の勤務体制、協力病院、利用者負担の額及び苦情処理の対応、プライバシーポリシーについては、事業所内に掲示する。
- (3) 通所リハビリテーションに関する政省令及び通知並びに本運営規程に定めのない、運営に関する重要事項については、社会福祉法人若竹大寿会と事業所管理者の協議により定めるものとする。

付 則

この運営規程は、平成 21 年 11 月 1 日より施行する。

この運営規程は、平成 22 年 2 月 1 日より改訂する。

この運営規定は、平成 22 年 4 月 12 日より改訂する。

この運営規程は、平成 22 年 8 月 1 日より改訂する。

この運営規程は、平成 23 年 5 月 1 日より改訂する。

この運営規定は、平成 25 年 4 月 1 日より改訂する。

この運営規程は、平成 27 年 4 月 1 日より改定する。

この運営規程は、平成 29 年 10 月 1 日より改定する。

この運営規程は、平成 30 年 4 月 1 日より改定する。

この運営規程は、平成 31 年 4 月 1 日より改訂する。

この運営規定は、令和 3 年 2 月 11 日より改定する。

この運営規定は、令和 4 年 5 月 1 日より改定する。

この運営規定は、令和 6 年 5 月 15 日より改定する。

別紙

通常の送迎実施地域詳細

【南区】

清水ヶ丘、庚台、三春台、伏見町、西中町、前里町、白金町、南太田
榎町、共進町、宿町、花之木町、東蒔田町、蒔田町、宮本町、睦町、堀ノ内町
山王、新川、高砂、日枝、二葉、南吉田、吉野、浦舟、永楽、白妙、高根、万世、真金
六ツ川1～4丁目、別所中里台、中里1～4丁目
大岡1～2丁目、大橋町、中島町、通町、若宮町、弘明寺町、 井土ヶ谷上、中、下町 中里
町
永田南1・2丁目、永田山王台、永田東1～3丁目、永田みなみ台、永田台、永田北1～3丁
目

【西区】

赤門町、境之谷、藤棚町、西前町、浜松町、伏見町、戸部町、西戸部町、戸部本町

【磯子区】

岡村町4～7丁目、滝頭、中浜町、原町、西町、東町、

【中区】

打越、石川町3～5丁目、山手町、大平町、山元町

【保土ヶ谷区】

岩井町